

廃棄物処理法の運用に関するよくある質問（Q&A）

～収集運搬業からよくあるQ&A～

Q 1 : 離島から沖縄本島又は県外に廃棄物を搬出する場合、各区間の運搬業者との契約書を1つの書面にまとめてよいか？

A 1 : 区間委託を行う場合、排出事業者とそれぞれの運搬業者が一同に会して締結することを前提に、1つの委託契約書にまとめることを認めています。ただし、処分委託については、運搬業者が別途処分業の許可を有している場合を除き、別々に契約が必要です。

Q 2 : 収集運搬業の申請の際に、石綿含有産業廃棄物の取り扱いの有無を明記すべき品目とはどの品目か？

A 2 : ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑥がれき類の6品目

Q 3 : 収集運搬を行う容器に指定はあるか？

A 3 : 特に指定はありませんが、廃棄物の性状に応じた適切な容器を準備してください。例えば廃酸・廃アルカリの場合、金属容器だと腐食による漏洩が考えられることから、プラスチック容器が必要になります。また、含水率の高い汚泥の場合、フタ付きの容器が必要になります。

※PCB廃棄物の場合、特別な容器が必要となりますので、事前にご相談ください。

Q 4 : 運搬容器を鉄網容器から金属容器に変更したが、変更届出は必要か？

A 4 : 容器の変更は変更届の要件ではありません。更新申請等の立入検査の際に保健所が現場で現物を確認します。

Q 5 : 牽引式トレーラーの台車部分にも収集運搬車の表示は必要か？

A 5 : トレーラーに表示していれば、台車部分には必要ありません。

Q 6 : 積替え保管の許可を得ている保管用コンテナを一時的に敷地内の別の場所移動させた場合、変更届は必要か？

A 6 : 同一事業所内での移動でも変更届が必要になります。

Q 7 : 県外の事業者で、沖縄県内には事務所が無いが申請可能か？

A 7 : 可能です。

事業場としての収集運搬車輛の駐車場は不可欠であるため、県内の土地の使用権限等に係る必要書類を提出し、事務所は県外の手事務所を記載してください。

Q 8 : 収集運搬車輛を他社と共用で、許可を受けることは可能か？

A 8 : できません。許可の要件に運搬車輛を有することとあり、他社との共用の場合、常時使用権限を有する状態ではないことから、許可の要件を満たしていません。

Q 9 : 既に一廃の許可を受けているが、同じ車輛で産廃の許可を得られるか？

A 9 : できます。許可を受ける各品目について、一般廃棄物収集運搬車で積み込み可能であれば、許可を受けることができます。その際は一廃と産廃の混載時の注意事項等(仕切りを設ける等)を記載して申請する必要があります。

Q10 : 県外搬出のため、船舶に積み込む際に注意することはあるか？

A10 : 「積替え」の許可を受けていない収集運搬業者が船舶に廃棄物を積み込むことはできません。ただし、以下の場合には可能です。

①密閉式コンテナを用いて輸送手段を代えることなく、船舶に積み込む場合
(環境省の規制改革通知 H17.3.25 環廃産発第050325002号)

②運転手が同乗し、運搬車輛ごと船舶に積み込む場合

この場合を除き、積み込みはできませんので、「積替え」の許可が必要になります。(通常は船舶会社が許可取得しています。)

また、港内での「積替え保管」の許可を受けていない場合は、保管できませんので、廃棄物が港内に滞留しないように船の入出港に合わせて排出現場から持ち込まなければなりません。

Q11 : 事業用車輛(緑ナンバー)を借用しているが申請可能か？

A11 : 貨物自動車運送事業法で禁止されています。

事業用車両を借用している事例が確認された場合、沖縄総合事務局に情報提供することが協議されており、同局から指導を受けることとなります。この場合、貸主に対して行政処分が行われるおそれがあります。ただし、トレーラ及びセミトレーラについては、その限りではありません。